

創業・第二創業支援事業補助金

— あなたの夢を応援します —

補助内容

1年目 補助対象経費の $\frac{1}{3}$

上限 150万円

補助対象経費

- (1) 店舗事務所等賃借料・工事費
- (2) 備品費及び広告宣伝費

2年目 補助対象経費の $\frac{1}{3}$

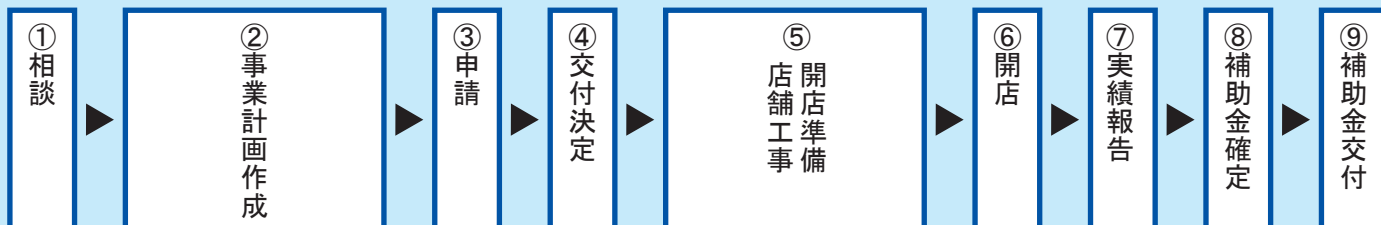
上限 50万円

補助対象経費

- (1) 店舗事務所等賃借料・工事費
- (2) 備品費及び広告宣伝費

※さよう星降る町のビジネスコンテスト決戦大会のプラン実施者は、補助率が2分の1となります

補助金申請・交付の流れ（開業を思い立ったら先ずはご相談ください。）



※補助金交付の決定前に契約・発注・支払など事前着手がある場合、補助対象外となります。
※創業計画書作成等に専門家（中小企業診断士）指導【無料】を3回受けていただきます。

■対象者

佐用町内で創業・第二創業をされる方（佐用町民又は本店所在地が佐用町内にある法人）
ア 創業とは、事業を営んでいない個人が、新たに事業（法人設立を含む）を開始する方
イ 第二創業とは、既存の事業所が主な業種・事業を変更すること無く継続すると共に、
新たな店舗・事業所を町内に開設し関連事業又は新規事業に進出する方
ウ 移住等により創業・第二創業を計画される方
※営業開始時より佐用町商工会にご加入をお願いします。

■対象地域

- (1) 商店街区域外での創業
 - (2) 商店街内に店舗を新築し創業
- ※商店街区域内で空き店舗を活用し新規出店・開業する若者・女性は、公益財団法人ひょうご産業活性化センターが行う「商店街若者・女性新規出店チャレンジ応援事業」の助成金を優先申請いただけます。

■対象業種

- (1) 建設・製造・卸小売業・飲食業・サービス業等（詳細はお問い合わせください。）
- (2) ただし、次のいずれかに該当する事業は、補助対象事業から除外します。
 - ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の適用を受ける事業
 - ② 社会通念上公序良俗に反する事業、宗教活動又は政治活動を目的とした事業
 - ③ フランチャイズ店、大型チェーン店



本内容は、概略のみ記載しております。詳しくは商工会にお尋ねください。

「創業・第二創業支援事業」は、町内創業希望者の支援及び地域経済の活性化を目的として、新規創業支援のための補助金を交付するものです。
この事業は、佐用町の「佐用町中小企業者創業支援事業補助金」を佐用町商工会が受けて実施しています。

佐用町商工会

TEL 0790-82-2218 FAX 0790-82-3386
e-mail sasyou@hm.h555.net